

報告第1号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年（2023年）5月30日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第7号

専決処分書

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年（2023年）3月31日

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第14号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第50条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第51条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第93条第1項及び第5項並びに第96条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第7条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項

中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削る。

附則第9条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第14条の3第3項を削る。

附則第14条の5第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項

第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第23条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の宝塚市市税条例（第5項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第

6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の宝塚市市税条例附則第14条の3第3項及び第14条の5に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 2 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

専決第 8 号

専 決 処 分 書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年（2023 年）3 月 31 日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 15 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和 33 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 19 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項

から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の宝塚市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度までの年度分の都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年（2023年）5月30日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第9号

専決処分書

令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和5年（2023年）4月10日

宝塚市長 山崎晴恵

5 上告受理の申立の趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

議案第 48 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市協働のまちづくり促進委員会の項を次のように改める。

宝塚市協働のまちづくり推進会議	協働のまちづくりの推進についての重要な事項の調査、審議に関する事務	10 人以内	知識経験者又は担当事務の遂行に適任と認められる者 8 人以内 公募による市民 2 人
-----------------	-----------------------------------	--------	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 9 月 20 日から施行する。
（宝塚市協働のまちづくり推進条例の一部改正）
- 2 宝塚市協働のまちづくり推進条例（令和 2 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」を「宝塚市協働のまちづくり推進会議」に改める。

議案第 49 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和 29 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 37 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 39 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条の 2 中「及び」を「、個人の」に改め、「県民税額」の次に「及び森林環境税

額」を加え、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「のうち特別徴収の方法によって」を「のうち特別徴収の方法により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、「を特別徴収の方法によって」を「を特別徴収の方法により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第49条第1項中「特別徴収税額を特別徴収の方法によって」を「特別徴収税額を特別徴収の方法により」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定の例によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第49条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第49条の5第1項において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「第49条の5」を「第49条の5第1項」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第49条の6第1項中「特別徴収の方法によって」を「特別徴収の方法により」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第79条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第9条の2に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第14条の4第4項中「100の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第79条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（附則第15条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第35条の9第2項並びに第39条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条の2、第45条、第49条、第49条の2及び第49条の6の改正規定並びに附則第14条の4第4項及び附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（附則第15条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宝塚市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の宝塚市市税条例（次条及び第4条において「新条例」という。）第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第9条の2第27項の規定は、令和5年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9の3第1項に規定する工事（次項において「工事」という。）が完了した同条第1項に規定する特定マンションに対して課する令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 令和5年4月1日からこの条例の施行の日までの間に工事が完了した場合の新条例附則第9条の3第12項の適用については、同項中「当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日」及び「当該工事が完了した日」とあるのは「宝塚市市税条例の一部を改正する条例（令和5年条例第 号）の施行の日」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第79条第1号エ及び附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第14条の4第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 50 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定
について

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例
(宝塚市一般事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市一般事務手数料条例（平成 22 年条例第 8 号）の一部を次のように改正す
る。

別表第 1 備考中「で個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番
号カードをいう。）を使用する」を「を介して電子署名等に係る地方公共団体情報シス
テム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 2 条第 2 項に規定す
る電子利用者証明を行う」に改める。

(宝塚市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 宝塚市印鑑条例（昭和 48 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を次のように改める。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請)

第 15 条 第 13 条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機
による交付（宝塚市一般事務手数料条例（平成 22 年条例第 8 号）別表第 1 備考に規
定する多機能端末による交付をいう。）による印鑑登録の証明を申請することができ
る。

第 16 条中「（平成 22 年条例第 8 号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小児」の次に「、高校生等」を加える。

第 1 条の 2 第 4 号中「6 歳に達する日」の次に「の翌日」を加え、同条中第 10 号を第 11 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 高校生等 15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

第 2 条第 1 項中第 9 号を第 10 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 高校生等

第 2 条第 2 項第 2 号中「前項第 4 号から第 8 号まで」を「前項第 5 号から第 9 号まで」に改め、同条第 3 項中「別表第 2 条第 1 項第 3 号に規定する者の項及び第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号又は第 6 号に規定する者の項」を「別表第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号又は第 7 号に規定する者の項」に改め、同条第 4 項中「別表第 2 条第 1 項第 3 号に規定する者の項及び第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号又は第 6 号に規定する者の項」を「別表第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号又は第 7 号に規定する者の項」に、「同表第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号又は第 6 号に規定する者の項」を「同表第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号又は第 7 号に規定する者の項」に改める。

第 3 条中「小児」の次に「、高校生等」を加える。

第 4 条第 1 項中「当該療養の給付等」の次に「（第 3 号に掲げる者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に限る。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(3) 第2条第1項第4号に規定する者

第4条第5項中「第2条第1項第4号から第6号まで」を「第2条第1項第5号から第7号まで」に改め、同条第6項中「第2条第1項第7号から第9号まで」を「第2条第1項第8号から第10号まで」に、「同項第7号又は第8号」を「同項第8号又は第9号」に改め、同条第7項第1号中「額」の次に「(同項第3号に掲げる対象者にあつては、入院の医療に関する療養の給付等に係るものに限る。)」を加える。

附則第6項中「第2条第1項第3号に規定する者及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者」を「第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

対象者の区分	所得による制限に係る者	所得限度額
第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者	本人並びに本人の配偶者及び扶養義務者	所得割の額が235,000円となる額
第2条第1項第8号又は第9号に規定する者	児童を現に監護している者(その者がその者及び児童の生計を維持できない者である場合は、その者及び当該児童の扶養義務者)	児童扶養手当法(昭和36年法律238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額
第2条第1項第10号に規定する者	養育者(養育者がいない場合は、本人)	児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額

備考

- 1 この表において「扶養義務者」とは、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として被扶養者の生計を維持する者をいう。
- 2 この表において「配偶者」とは、婚姻関係にある者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。
- 3 この表において「養育者」とは、第2条第1項第10号の児童の属する世帯の生計

を主として維持する者をいう。

- 4 第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者については、所得による制限に係る者の欄に掲げる者のいずれかの所得が所得限度額以上である者とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和6年1月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 4 号及び第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 3 項中「この節」を「この章」に改め、「教育・保育給付認定子どもを含む。」と」の次に「、「同号」とあるのは「支援法第 19 条第 3 号」と」を加える。

（宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例（平成 22 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中（2）の部を削り、（3）の部を（2）の部とし、（4）の部を（3）の部とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 4 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 宝塚山手台地区地区整備計画区域の項中「宝塚」を「宝塚」に改める。

別表第 2 の 9 宝塚山手台地区地区整備計画区域の部中「宝塚」を「宝塚」に、

「

独立住宅地区 A
次に掲げる建築物以外の建築物
(1) 戸建専用住宅
(2) 戸建住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、令第 130 条の 3 第 6 号又は第 7 号に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものを除く。）
(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの
(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第 130 条の 4 各号（第 5 号トを除く。）に掲げるもの
(5) 前各号の建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 各号に掲げるものを除く。）
10 分の 10

10分の5	
10分の1	
全域	
170平方メートル	
建築物の外壁等の面から道路境界線（水路がある場合においては、その水路との境界線）までの距離	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離
1.8メートル	1メートル
次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
全域	
次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める数値 (1) 最高部 9メートル (2) 軒 7メートル (3) 各部分 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの	
建築物の最高部の高さの算定においては、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入し、建築物の各部分の高さの算定においては、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部は、これを算入し、むね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入しない。	

を

「

独立住宅地区Ⅳ
次に掲げる建築物以外の建築物
(1) 戸建専用住宅
(2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの
ア 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
イ 令第130条の3第6号に掲げるもの
(3) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの
(4) 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4各号(第5号トを除く。)に掲げるもの
(5) 前各号の建築物に附属するもの
全域
170平方メートル
建築物の外壁等の面から道路境界線(水路がある場合においては、その水路との境界線)までの距離
1.8メートル
次の各号のいずれかに該当するもの
(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
全域
9メートル(軒の高さの最高限度は7メートル)

階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上突出部及びむね飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、これを算入する。

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例（昭和 59 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 15 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 15 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設け

る」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「のうち蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第30条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、
「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、
「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
第30条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第15条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の宝塚市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第30条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成

30年法律第78号) 附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 新条例第30条第4項の規定は、この条例の施行の日後に設置される同条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号（この条例の施行の際現に設置の工事がされているものを除く。）について適用する。

議案第56号

市道路線の認定及び認定変更について

次のとおり市道路線を認定し、及び認定変更しようとするので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）5月30日提出

宝塚市長 山崎晴恵

1 認定しようとする路線

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4570	4570号線	起点	山手台東4丁目23番9		m 56.30	m 最大 4.00	歩行者 専用道路
		終点	山手台東4丁目25番10			最小 4.00	
4571	4571号線	起点	山手台東4丁目7番1221		m 144.85	m 最大 4.00	歩行者 専用道路
		終点	山手台東4丁目16番16			最小 4.00	
4572	4572号線	起点	山手台東4丁目18番10		m 70.60	m 最大 4.00	歩行者 専用道路
		終点	山手台東4丁目16番8			最小 4.00	
4573	4573号線	起点	山手台東4丁目7番1189		m 528.00	m 最大 4.00	歩行者 専用道路
		終点	山手台東4丁目7番1220			最小 4.00	

2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路線名		認定区間		重要な 経過地	備考	
						路線 延長	路線 幅員
4288	変更 前	4288号線	起点	山手台東3丁目7番1150		m 847.30	m 最大 14.70
			終点	山手台東3丁目7番145			最小 9.15

	変更後	4288号線	起点	山手台東3丁目7番1150		m 1304.90	m 最大 14.70
			終点	山手台東5丁目7番1614			最小 9.15
4443	変更前	4443号線	起点	山手台東5丁目7番1039		m 121.90	m 最大 6.00
			終点	山手台東5丁目7番1609			最小 6.00
	変更後	4443号線	起点	山手台東5丁目7番1039		m 628.70	m 最大 6.00
			終点	山手台東4丁目18番1			最小 6.00
4447	変更前	4447号線	起点	山手台東5丁目15番7		m 125.60	m 最大 5.20
			終点	山手台東5丁目7番1611			最小 5.00
	変更後	4447号線	起点	山手台東5丁目15番7		m 618.70	m 最大 5.20
			終点	山手台東3丁目7番1349			最小 5.00

議案第 57 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4574	4574号線	起点	山手台東3丁目7番1152		m 253.75	m 最大 6.00	
		終点	山手台東3丁目7番1153			m 最小 6.00	
4575	4575号線	起点	山手台東2丁目7番946		m 44.90	m 最大 3.00	歩行者 専用道路
		終点	山手台東2丁目13番8			m 最小 3.00	

議案第 58 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 立 花 誠

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 59 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 土 屋 智 子

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 6 1 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 近 成 克 広

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 6 2 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 上 田 健

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 6 3 号

宝塚市農業委員会の委員任命につき同意を求めることについて

宝塚市農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年（2023 年）5 月 30 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市農業委員会の委員に任命しようとする者

氏名	住所	備考
今 里 宏		
逢 坂 洋 子		利害関係を有しない者
金 岡 昭 弘		
小 中 和 正		認定農業者に準ずる者
阪 上 照 一		
阪 上 文 代		認定農業者に準ずる者
田 中 宏 明		
西 田 勝		認定農業者に準ずる者
林 五 郎		認定農業者に準ずる者
平 塚 茂 樹		
福 本 充 宏		
船 岡 知 恵 美		
古 野 弘 之		

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。